

自衛官 (指示)	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条
-------------	------	-----------------------------------	----------

第3 避難の一般的基準

避難の勧告又は指示は、原則として次のような状態になったとき発せられるものとする。

- 1 河川、ため池の水位が警戒水位を突破し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
- 2 洪水、地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき。
- 3 爆発のおそれがあるとき。
- 4 火災が拡大するおそれがあるとき。
- 5 その他、市民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

第4 避難準備の指示

市長は、二次災害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により避難の準備を広報する。広報内容は、次のとおりである。

- 1 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。
- 2 避難者は、2食程度の食料、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する。
- 3 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備する。
- 4 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- 5 貴重品以外の荷物は持ち出さない。
- 6 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に整備しておく。
- 7 その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。

第5 避難勧告、指示の伝達方法

避難の事前準備又は避難の勧告・指示を発令した場合は、市長は、速やかに関係各機関に連絡するとともに、直ちに次の方法により当該地域の住民に伝達広報を行い周知徹底を図る。

- 1 広報車による伝達
市、消防本部等の広報車や警察署のパトカーにより、関係地域を巡回して伝達する。
- 2 警鐘、無線吹鳴装置等による伝達
警鐘、サイレン等を鳴らして伝達、周知する。

資料編	無線サイレン吹鳴装置設置場所一覧
-----	------------------

- 3 町会、自治会による伝達
当該区域の町会、自治会を通じて住民に伝達する。
- 4 伝達員による戸別訪問
その他上記による伝達が不可能な場合あるいは夜間停電時には、和泉警察署、消防団等に協力を依頼し、戸別訪問により伝達、周知させる。

第6 避難の勧告、指示の内容

避難の勧告、指示をする場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

- 1 避難勧告・指示者名
- 2 避難対象地域
- 3 予想される災害危険及び避難理由
- 4 避難先

5 避難経路

6 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等

第7 住民による確認事項

地震等による災害の態様は同一ではなく、各地区において、また災害の種類、規模により様々である。

したがって、住民は地震等が発生した場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行うものとする。

- 1 家から最も近い避難所を2か所以上確認しておき、避難所に至る経路についても複数の道路を設定しておくものとする。
- 2 避難所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。
- 3 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶものとする。
- 4 災害時要援護者に対しては日頃から避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ、周知徹底しておく。

第8 学校等の避難対策

学校等は、長時間にわたって多数の児童生徒等の生命を預っているため、常に生命及び身体の安全確保に努め、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた避難行動がとれるように措置する。

1 避難誘導の基本

- (1) 児童生徒等の身体及び生命の安全確保を第一とする。
- (2) 児童生徒等の恐怖心を大きくしないように、教職員等は的確な判断と厳然たる態度をもち、信頼を失わないようにする。
- (3) 平素からあらゆる機会を捉えて集団行動の規律の徹底を図り、統一のとれた行動ができるように指導する。

2 避難要領

大規模地震が発生した時は、的確な情報を得て適切な判断のもとに行動する。混乱を招かないために、心理的にまず冷静になるよう指導する。

- (1) 地震発生時に児童生徒等の混乱が予想されるので、原則として一時机の下などに退避し、最初の大揺れが止むと同時に次の退避措置をとる。
- (2) 緊急事態の際は、学級又は学年別に教職員の指示に従って、それぞれ安全な場所に退避する。
- (3) 児童生徒等を掌握し（人員点呼）、常に安全を確認する。

3 保護者への連絡及び児童生徒等の引渡しを確実にを行う。

第9 避難所の開設及び管理等

1 避難所の指定及び確保

市長は、避難収容が必要と判断した場合は、避難所運営マニュアルに基づき、直ちに指定避難場所から必要な施設を選定するとともに、避難所担当者を派遣し、避難所を開設するものとする。

なお、避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、民間施設の管理者など関係機関への要請や、必要によっては屋外避難所を設置するとともに府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

2 避難収容の対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること。

- イ 現に災害を受けた者であること。
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難勧告・指示が発せられた場合
 - イ 避難勧告・指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められる者

3 避難所の管理

- (1) 市は、避難所の開設が必要と認めた場合、速やかに避難所担当職員を派遣し、避難所の運営管理にあたらせる。
- (2) 避難所担当職員は、避難所を開設し避難住民を収容したときは、避難状況を把握する。
- (3) 避難所責任者は、次の事項を直ちに本部に報告する。
 - ア 避難所を開設したとき。
 - イ 避難者を収容したとき。(避難者名簿作成)
 - ウ 避難者に傷病等が発生したとき。
 - エ 避難者全員が退出又は転出したとき。
 - オ その他報告を必要とする事項が発生したとき。

4 避難者の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛けるものとする。また、市は、応急対策の実施状況・予定等の情報、また混乱防止のための避難者心得について避難住民に掲示し、人心の安定を図るものとする。

- (1) 避難者による自主的な運営
- (2) ごみ処理等生活上のルールへの遵守
- (3) 災害時要援護者への配慮
- (4) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

第10 避難の方法

1 避難者の誘導

- (1) 避難者の誘導は、消防本部が消防団及び和泉警察署と連携をもって行い、自治会、町内会を単位とした集団避難を心がけるものとする。また、必要により各校区に誘導員を配備するとともに、補助誘導員として自治会、町内会の役員等の協力を得て、安全と統制を図り実施するものとする。
- (2) 避難路については、緊急時の混乱を避けるため、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導標識、誘導ロープの設置、また夜間においては可能な限り投光機、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期するものとする。
- (3) 避難に当たっては、携帯品を必要最小限度に制限し、早期に避難を完了させるものとする。
- (4) 災害が広範囲で大規模な移送を要し、市では対応不可能なときは、府に協力を要請する。

2 避難の優先

避難に当たっては、病弱者、高齢者、障害者等の避難を優先する。

3 避難者の確認

- (1) 避難の勧告、指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出するものとする。
- (2) 避難の勧告、指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、

人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。

第11 知事への報告

市長は、避難の勧告又は指示を行ったときは、速やかに知事に報告するものとする。

第12 関係機関への連絡

1 施設の管理者への連絡

市の避難所として指定している学校等の施設の管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

2 警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため、警察等の関係機関に勧告・指示の内容を伝えとともに協力を求める。

3 近隣市町村への連絡

地域住民が避難のため、近隣市町村内の施設を利用することもあり、また避難の誘導、経路によって協力を求めなければならない場合もあるので、近隣市町村に対しても連絡しておくものとする。

第13 警戒区域の設定等

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

なお、警戒区域の設定については、警察署、消防署、消防団等関係機関と連絡調整を図っておくものとする。また、警戒区域を設定した場合には、退去の確認を行うとともに、縄を張るなど立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、和泉警察署の協力を得て、可能な限り防犯等のパトロールを実施するものとする。

警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件 (内容)	根拠法
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
知事	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災害対策基本法第73条
警察官	災害全般	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	市長その他職権を行うことができる者が、その場にいらない場合	災害対策基本法第63条
消防職員又は消防団員	水災を除く災害	火災等の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。(消防警戒区域)	消防法第28条、36条
消防長又は消防署長	ガス、火薬、危険物の漏えい等	火災が発生するおそれが著しく大で、かつ、火災が発生すれば、人命、財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき設定する。(火災警戒区域)	消防法第23条の2
消防職員又は消防団員	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。(水防警戒区域)	水防法第14条

第14 避難者の他地区への移送

- 1 市長は、避難者の生命、身体保護のため移送を必要とするときは、市有の車両あるいは借上車両等により避難者を移送するものとする。移送を行うに当たっては、和泉警察署と緊密な連携を図るとともに、移送道路の整理、警戒等の措置を要請するものとする。
- 2 市長は、被災地域が広域にわたり、市の地域内に予定した避難所が使用できなくなったため、他の市町村に移送する必要がある、かつ自己の能力で処理できない場合は、近隣市町村並びに府に応援を要請するものとする。

第15 避難所施設の本来機能の確保

知事は、避難所施設の本来機能の早期回復のため、応急仮設住宅の建設など避難者の住宅確保に努める。

第16 避難所の閉鎖

- 1 市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるとき又は、応急仮設住宅等へ入居したときは、避難所を閉鎖するものとする。
- 2 市長は、避難者のうち住居の倒壊等により帰宅が困難なもの又は、応急仮設住宅等への入居ができない者がある場合は、避難所を縮小若しくは他の公共施設等に移して存続させるなどの措置をとるものとする。

資料編	災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準 指定避難場所一覧
-----	--